

復興大臣 田中 和徳 様

大熊町の復興に関する要望書

令和2年7月2日

福島県大熊町長 吉田 淳

福島県大熊町議会議長 吉岡健太郎

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により全町避難を強いられてから、9年4か月が経過しようとしています。

当町では、昨年4月10日に避難指示解除準備区域及び居住制限区域について避難指示が解除されました。また、平成29年11月の特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定により、帰還困難区域の一部においても、避難指示解除に向けて国による除染が進められております。

3月5日には帰還困難区域の一部における避難指示区域の先行解除及び立入規制の緩和がされ、3月14日にはJR常磐線全線の運転が再開されました。

当町は、復興に向けて大きな一歩を踏み出した一方、人口の約96%が居住していた帰還困難区域全域の帰還環境整備・避難指示解除に向けた取り組みは、今もって大きな課題となっております。

昨年12月20日に閣議決定された「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針において、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、それぞれの地域の実情や、土地活用の意向や動向等の現状分析、地方公共団体の要望等を踏まえ、避難指示の解除に向け、今後の政策の方向性について検討を進めるとされております。

原発事故によって深刻な被害を受け、さらには、福島復興のため中間貯蔵施設建設を苦渋の決断で受け入れた当町の復興が決して置き去りにされることのないよう、次の点について、強く要望致します。

1. 帰還困難区域全域の復興に向けた取り組みについて

当町は、特定復興再生拠点区域外とされた、今後の見通しが示されていない地域の可住地面積や住宅件数がともに多く、この地域のみならず町全体の帰還意識向上の妨げとなっている。また、空間線量率が依然として高いため、除染なくして町民が安心して帰還することができない。

町土全域の除染の完了が、長期避難をしている町民の思いであり、特定復興再生拠点区域外においても、国が主体となり、時間軸を示しつつ、段階的に除染するための方策を講じ、帰還困難区域全域を避難指示解除し、帰還・移住促進を図ること。

2. 特定復興再生拠点区域復興再生計画の柔軟な運用について

当町では、特定復興再生拠点区域について、令和4年春の全面避難指示解除に向け、特定復興再生拠点区域にある大野駅の周辺や下野上地区等の整備を進めているところである。この区域の復旧に必要な不可欠なインフラの一部は、この区域の外にあるため国による除染が行われず、令和4年春までのインフラの復旧と、その後の維持管理に支障を来すこととなる。特定復興再生拠点区域外であっても、町民の帰還に必要な不可欠なインフラが所在する場所については、国において早急に除染がされるよう措置を講じること。

3. 国際教育研究拠点の整備について

国が福島県浜通り地域への立地を検討している国際教育研究拠点について、国の有識者会議の最終報告書では、避難指示が出ていた地域への立地を基本として決定すべきとされている。

浜通り地域である双葉郡には、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に関連した研究、実証施設が立地するとともに、一部区域の避難指示解除、特定復興再生拠点区域の除染、生活インフラの復旧、常磐自動車道のICの新設等による交通アクセスの改善など、復旧・復興が進んでいる。

帰還住民の少ない双葉郡が発展するためには、特に若い世代の転入による定住人口の増加を図ることが必要であり、国際教育研究拠点は、そのきっかけになり得る。については、国際教育研究拠点を双葉郡内に整備すること。

4. 「復興・創生期間」後の復興財源等の確保について

「復興・創生期間」中に復興が完了することが望めない当町の状況を十分に踏まえ、「復興・創生期間」後も、国が復興の前面に立ち、将来にわたって切れ目のない必要な財源を確保するとともに、人的支援を継続するなど、復興事業を加速させること。

(本件事務取扱)

大熊町役場 企画調整課 課長 永井

電話:0240-23-7584

住所:福島県双葉郡大熊町大字大川原字南平1717